	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)
		天井		防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）			
	耐火建築物とすることを要しない建築物（床、構造、耐火の構造又は準耐火構造の防火床区画（床面積の合計が成する一の区画をいう。）に限る。）	難燃材料又は準不燃材料を用いて燃料を必要とする仕上げをする室内に面する部分	特定天井	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（防火戸、ドレンチャーその他これらに類するものに限る。）	常閉防火設備又は作動の状況	常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）の固定の状況
部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（防火戸、ドレンチャーその他これらに類するものに限る。）の本体と枠との劣化及び損傷の状況	常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）の固定の状況
	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認又はテストハンマーによる打診により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認又はテストハンマーによる打診等により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目視により確認する。	各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	目視により確認する。	目視により確認する。
	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。	防火区画に設けられた常閉防火設備に変形又は損傷があること。	常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと。	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。

	五　避難施設等						(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)
	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)					
	廊下	出入口	避難上有効なバルコニー			階段	階段	照明器具、懸垂物等		石綿等を添加した建築材料	
	物品の放置の状況	物品の放置の状況	手すり等の劣化及び損傷の状況	物品の放置の状況	避難器具の操作性の確保の状況	物品の放置の状況	階段各部の劣化及び損傷の状況	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	防火設備の閉鎖となる照明器具、懸垂物等の状況	吹付け石綿等の劣化の状況	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況
	目視により確認する。	目視により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視により確認する。	目視及び作動により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	目視により確認する。	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
	避難の支障となる物品が放置されていること。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。	著しいさび又は腐食があること。	避難に支障となる物品が放置されていること。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。	通行に支障となる物品が放置されていること。	歩行上支障があるひび割れ、さび、腐食等があること。	照明器具又は懸垂物に著しいさび、腐食、緩み、変形等があること。	防火設備の閉鎖に支障があること。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。